

平成26年第3回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成26年9月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	10番	藤枝	浩	君
	1番	菅井	信	君
	2番	畑岡	洋二	君
	3番	橋本	良一	君
	4番	小磯	節子	君
	5番	飯田	正憲	君
	6番	石田	安夫	君
	7番	鹿志村	清一	君
	8番	蛭澤	幸一	君
	9番	野口	圓	君
	11番	鈴木	裕士	君
	12番	鈴木	貞夫	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	横倉	きん	君
	18番	町田	征久	君
	19番	大貫	千尋	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	久須美忍君
市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	安見和行君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	飯村茂君
岩間支所長	海老沢耕市君
企画政策課長	後藤弘樹君
企画政策課長補佐	山崎由美子君
市民活動課長	内桶克之君
市民活動課長補佐	中庭聡君
まちづくり推進課長	中村公彦君
企業誘致推進室長	久野穰君
まちづくり推進課長補佐	菅井敏幸君
学務課長	大月弘之君
指導室長	金沢彰君
学務課長補佐	堀越信一君
農政課長	磯祐一君
農政課長補佐	柳原克之君
総務課長	野口文男君
危機管理室長	西山浩太君
総務課長補佐	橋本祐一君
財政課長	石井克佳君
契約検査室長	赤上信君
税務課長	岡野正則君

納税等特別対策室長	奥谷勝君
税務課長補佐	古谷茂則君
資産経営課長	笹ノ間宏君
資産経営課長補佐	磯野浩宣君
建設課長	市村勝巳君
建設課長補佐	横手誠君
高齢福祉課長	鷹松丈人君
高齢福祉課長補佐	岡野洋子君
高齢福祉課長補佐	長谷川康子君
笠間公民館長	鈴木倫孝君
笠間公民館主査	川井昭君

出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
係長	瀧本新一

議事日程第5号

平成26年9月18日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時59分開議

開議の宣告

○副議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は24番小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

議事日程の報告

○副議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。

会議録署名議員の指名について

○副議長（藤枝 浩君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、17番横倉きん君、18番町田征久君を指名いたします。

一般質問

○副議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を続けます。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、質問は質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。また、発言時間は従来の一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、許可を得てから質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともにわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは、9番野口君の発言を許可いたします。

○9番（野口 圓君） おはようございます。9番公明党の野口 圓でございます。通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

まず初めに、デマンド交通システムについてお尋ねいたします。

デマンド交通システムは開始されてから早や5年たっております。毎年利用者もふえているようでございますので、そこら辺のところをお聞きしたい。デマンド交通利用者の人数について、ここ3年の推移をお伺いします。

○副議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本君。

○市長公室長（橋本正男君） 9番野口議員のご質問にお答えいたします。

デマンドタクシー利用者人数のここ3年の推移でございますが、年間延べ利用者数は、平成23年度が4万4,904人、平成24年度が4万5,953人、平成25年度が4万7,017人でございます。

1日当たりの平均利用者数は、平成23年度が185.6人、平成24年度が190.7人、平成25年度は195.9人でございます。

年々利用者が増加している状況でございます。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 利用いただいている方々から、さまざまな要望とか改善案が寄せられていると思いますが、前回の質問で段差が高いのでステップ台をつくったというのをお聞きしていますが、その後要望に対して改善に結びつけられたものはあるでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 部長。

○市長公室長（橋本正男君） まず一つは、改善に結びつけているかということにつきましては、利用者の方からご要望につきまして、予約受け付け、オペレーターや運転者が利用者から直接伺った内容を運行委託先である商工会を介して随時報告を受けているところでございます。そのほかにも直接市に寄せられるもの、区長会や市民懇談会などに寄せられるもの、さまざまでございますが、対応が可能かどうか検討した上で可能なものについては改善しております。

また、どのような具体策を講じたかお伺いしたいということでございますが、先ほど議員から質問の中でありました全車両に補助ステップを取りつけ、高齢者の乗り降りが楽にできるように改善いたしました。また、七つのエリアを三つに統合し、乗り継ぎの不便さを減少させました。さらに、利用券販売所につきましても、20カ所から48カ所へ改善し、利便性を図っているところでございます。以上です。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） ありがとうございます。私が聞いている要望の中で特に多いのは、平日の昼間の時間帯なので、土曜日、日曜日にどうしても出かけたときがあるんだけど、それはどうにかならないかということなんですけれども、全く改善の余地はないでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 土曜、日曜の運行につきましては、以前の一般質問から質問等がございました。現在、デマンドタクシーの利用目的は通院と買い物が大半を占めております。特に、土曜日につきましては開院している病院も多くありますので今後検討してまいりたいと考えております。

ただし、経費につきまして、デマンドタクシーは現在週5日運行で年間5,240万4,000円

の予算を組んでおります。単純に計算いたしまして、土曜日のみ同様の運行を行ったといたしますと、1年間で約1,000万の費用がかかります。土日の運行であれば約2,000万程度の運行費用がかかるということもございますので、今後は土曜日の運行ということについて慎重に検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 前向きな答弁ありがとうございます。デマンドはドアツードア、自宅の入り口から行き先の入り口までというのをうたい文句にスタートしたわけですが、苦情を申される方には、私の家の前には来てくれないと、どこそこの角まで出てくれと、あそこの待ち合わせ場所にしてくれとかというふうに言われるというんですね。このドアツードアの原則は守られているのでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 公室長。

○市長公室長（橋本正男君） ドアツードアの原則は守られているかというご質問でございますが、デマンドタクシーは利用者のご自宅や希望の場所から目的地までドアからドアへ、ドアツードアを基本として運行しております。

例外的な事例もございまして、例えば道路が狭あいであるというような場合には、自宅前まで車両が進入できない場合がございます。

また、各エリアの境に設けた相互乗り入れが可能な共通エリアというものがございまして、それにつきましても付近にお住まいの方が共通エリアまで足を運んでいただくことで乗り継ぎなしのご利用が可能になることから、お客さまからご要望があればそちらに車両が出向くというご案内をさせていただいておりますので、ドアツードアの原則というものは守られているものと思います。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 具体的な待ち合わせの場所の指定というのは、電話受け付けするオペレーターの方が行っているのか、それともタクシーの運転手の方がこの次はここにしてくださいとか、また玄関の前で行きますとか、どちらが指定を行っているのかお伺いしたいです。

○副議長（藤枝 浩君） 公室長。

○市長公室長（橋本正男君） オペレーターが行き先、それから運転手が行っているのかということに対しましてですが、予約を受け付けるときにオペレーターが行っております。

利用者からの希望と周辺の道路やエリアの状況を受付システムで確認し、利用者の方とやり取りをさせていただいた上でお迎えに伺うというようなことで場所を決めております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） わかりました。ありがとうございます。これも要望の中で多いんですが、乗車券が先ほど46カ所で販売が広げられたというお話がございましたですけど

も、バスの中でどうしても乗車券を買いたいという、結局足がなくて、ちょっと出かけるにもタクシーを使わなければならないという方々ですので、そういう方が乗車券を求めるために役場に行く、どここの支所に行くという、それをタクシーの中で乗車券を販売してもらえれば非常に助かるんだがというご意見が多いんですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 公室長。

○市長公室長（橋本正男君） 以前は車の中で販売してほしいという意見がございました。そういう中で、今のご質問は利用券販売を車内で行ってほしいという要望でございますが、過去にも検討した経緯もございます。

デマンドタクシーは各車両に運転手が一人で乗務しております。運行に当たっては利用者の安全が第一であり、利用者を約1時間の間に効率的に目的地まで送り出すということが時間的な制約もございますので、運転手につきましては運転業務に集中することが最優先であると考えております。

また、車内に現金を保管することは防犯上好ましくないと考えておりますので、安全運行と危険防止の観点から、社内での販売を行う予定はございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） わかりました。一般のタクシーは現金のやり取りをしながらお客さんを乗せているわけですので、デマンドタクシーは1人、2人でなくて、5人、7人というふうに人数が多いということはございますけれども、できないことではないなというふうに私は思っているんですよ。ですから、改善の余地があるということでもよろしく願います。デマンド交通は以上で終わります。

○副議長（藤枝 浩君） 暑い方は上着を脱いで結構ですので、よろしくお願いします。

○9番（野口 圓君） 次に、LEDのことでお伺いしたい。

今現在、各地区の街灯、防犯灯が蛍光灯からどんどんLEDにかわっております。明るさは明るいですが、かなり刺激のある光で、消費電力が少なくて済むということと耐用年数が長いということでどんどん進められているんですが、今現在どの程度LED化されたかお伺いします。

○副議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 9番野口議員のご質問にお答えいたします。

街灯、防犯灯のLED化はどの程度進んでいるのかとのご質問でございますが、ここでは防犯灯についてお答えいたします。

まず、市管理防犯灯につきましては、1,391基のうち、昨年度1,100基を10年間一括リースによってLED化しました。さらに、行政区管理防犯灯7,330基につきましては、既に約500基がLED化されているため、今年度の事業で5,500基を10年間一括リースでLED化

するための工事に現在着手したところでございます。

このことによりまして、市管理の79%、行政区管理の82%がLED化となり、市全体では81%がLED化することになります。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 随分すごいパーセントです。実際に、LEDの電気料と蛍光灯の電気料金の差がどのくらいあるのかというのが一つと、笠間市の街灯、防犯灯を全部LED化すると、蛍光灯との差額は幾らほどになるのかお伺いしたい。

○副議長（藤枝 浩君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田千宏君） LEDと蛍光灯との電気料の差額はいくらかとのご質問でございますけれども、従来のコンパクト型蛍光灯は年間約3,600円であり、LED型の防犯灯は約1,700円ですので、年間の電気料の差額は1基当たり約1,900円の減となります。

また、全てをLED化した場合の差額はとのご質問でございますけれども、平成24年度の市管理防犯灯の電気料は531万円であり、それをLED化すると240万円程度となりまして、差額は291万円の減となります。

行政区管理防犯灯につきましては、あくまでも想定ですけれども、LED化以前は2,640万円程度であったものが、LED化することによって1,250万円程度になることから、差額は1,390万円程度の減となります。

市管理と行政区管理合わせまして全体の電気料の差額は年間で1,681万円の減と想定しております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） ありがとうございます。随分すごい差がありますね。今後のLED化の予定の方はどうなっているのでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 今後のLED化の予定ということですが、市管理防犯灯につきましては、約300基がLED防犯灯になっていない状況でございますが、この防犯灯につきましては、以前に国の経済対策の補助金を活用して設置しているため、平成29年度以降に順次LED化する予定でございます。

また、行政区につきましては、今回の一括リースに参加しない行政区に対し、平成27年度から31年度までの5年間の期間を設けまして、市の補助事業を活用し、LED化を推進していく考えでございます。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） わかりました。あと、庁舎を初め、公共の施設、公民館ですかね、そういった建物の中の照明はLED化を進めるのかどうかお伺いしたい。

○副議長（藤枝 浩君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 通告にはないんですけれども、庁舎内の蛍光灯は随時L

LED化を進めている状況でございます。そして街灯については、私の方で承知しておりませんので答弁を差し控えさせていただきます。公共施設については把握しておりません。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） LED化の予告の中にありませんでした。LEDの光が、何と言ったらいいんだろうな、まぶしい光なんですよね。これ今蛍光灯ですけれども、柔らかい感じがするんですが、これ全部LEDにしちゃうと、目に負担がかかるんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、そこら辺は何かございますか。

○副議長（藤枝 浩君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 私も最近6時過ぎると薄暗くなってきて駐車場まで帰るときに防犯灯を見て歩くんですけれども、防犯灯と街路灯が混ざっている地域がありまして、このぐらい大きい街路灯が2個ついている光と小さいこのぐらいのLEDでは、LED、こういう小さいやつの方が明るいですよね。ですから防犯灯についてはLEDの方がより安全に見えるのかなというように感じております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 結構です。いや、家の中の光がLEDにすると目にちょっと負担がかかるんじゃないかなと私は質問したんですね。まあ、いいです。わかりません。

次の問題に移ります。

3番目の質問で、人口減少と未婚の問題が大きくなっております。人口減少が深刻な地域では定住化促進のためにさまざまなインセンティブが設けられております。笠間市では何かこのようなものがあるでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

笠間市ではどのようなインセンティブがあるのかのご質問でございますけれども、笠間市では本市独自の施策を全庁的に展開しているところでございます。

具体的には、笠間焼の振興策といたしまして笠間焼陶芸家支援補助、子育て支援といたしまして笠間キッズ館の運営や寺子屋事業、また、少子化対策として特定不妊治療助成、また、恋人の聖地事業、就職支援といたしまして職に役立つ資格取得に対する助成、就農希望者支援として担い手育成支援の各種補助など、さまざまな取り組みを実施しているところでございます。

また、都市建設部所管の定住化促進にかかわる誘導策といたしましては、空き家バンク制度とあわせた修繕費用の補助や購入費用への補助及び賃貸費用への補助制度などがございます。

また、新たに企業誘致に係る支援制度である新規立地企業の雇用者への家賃補助など、今後の定住化促進のための制度として活用している状況でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 空き家バンク制度とあわせた修繕費用の補助からその後の部分をもう少し詳しくお願いします。

○副議長（藤枝 浩君） 建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 空き家バンクの制度でございますけれども、市内の空き家を有効活用し、市民と都市住民の交流拡大及び定住の促進により地域の活性化を図るとともに、地域の景観保全を推進することを目的といたしております。

空き家活用の補助金につきましては、空き家バンクに登録されております空き家を修繕する方や、空き家を取得または賃借する方に対しまして補助金を交付するものでございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 修繕費用の補助の条件と金額、また、購入費用、賃貸費用の部分も条件と金額を教えてください。

○副議長（藤枝 浩君） 建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 修繕費用の補助の条件でございますけれども、修繕補助につきましては、修繕費用の2分の1以内で50万円を補助金の限度額としております。空き家バンクの登録物件の所有者または登録物件に入居する新規転入者が対象で、市内の事業者が施工することが条件となっております。

登録物件の利用補助につきましては、当該物件に5年以上居住する方を対象に、取得の場合は取得額の3%以内で30万円が限度としております。また、賃貸の場合は新規転入者の方が対象で、家賃の2カ月分相当額で10万円が限度となっております。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） ありがとうございます。非常に妥当な線かなというふうにも思います。

企業誘致にかかわる支援制度というのは具体的にどのようなものか教えてください。

○副議長（藤枝 浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 企業誘致に係る支援制度でございますけれども、新規立地企業の初期投資に対します補助といたしまして、製造業、情報通信業などの業種で、地方公共団体などが造成した工業団地または都市計画の用途が工業系で地域で1ヘクタール以上の土地を取得した場合、土地、建物、設備費の総額の10%以内で取得面積や雇用人数などの要件により、最大で5億円を補助するものでございます。

また、土地計画の用途が無指定地域の場合及び小売業、茨城中央工業団地で営む場合、補助率5%以内、上限1億円を補助いたします。

税制の優遇制度といたしましては、固定資産税の免除を引き続き3年間延長しまして、雇用の奨励金及び福利厚生施設整備補助につきましては、既存制度の拡充を図るものでございます。

新規といたしまして、水道料金の補助も実施してまいります。

新規立地企業の雇用者家賃補助といたしましては、初期投資に対します補助の該当になった小売業以外の企業で、新たに本市に所在する民間賃貸住宅に入居契約をした雇用者本人に対しまして、家賃の2分の1、上限2万円で最大36カ月を限度として補助するものがございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓番） すごいですね。5億円の補助というのはなかなか聞いたことがないんですけども、これは実際に該当するような事例はございませんか。

○副議長（藤枝 浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 今後そのような面積等もございますけれども、今のところ該当する企業はございません。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） この優遇措置の中で、市内の笠間市民を5名以上とか、10名以上という条件があるんですが、小さい企業にとってはちょっとハードルが高いのではないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょう。

○副議長（藤枝 浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 支援制度の要件でございますけれども、支援制度における雇用人数の要件が今回の助成の対象となる企業は1ヘクタール以上というある程度大きな敷地面積を取得する企業でございます。1ヘクタール以上の既存企業の雇用状況を見ますと、各社とも多くの笠間市民の雇用をいただいている状況であり、特に難しい要件ではないと考えております。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 非常にいい条件が出ている制度でございますが、これらの情報はどのように企業に対して伝えられているのかお伺いしたい。

○副議長（藤枝 浩君） 建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 情報が伝えられているかでございますけれども、今回の支援制度の企業への周知につきましては、経済産業省から委託を受け、全国的に産業用地の情報を提供しております機関である一般財団法人日本立地センターのホームページへの掲載、また、茨城県と連携いたしまして、東京や大阪で行われます茨城産業立地セミナーでのPRなどを予定しているところでございます。

また、市単独といたしましての対応はホームページなどへの掲載や県庁の記者クラブへの投げ込みなどの報道機関などへ周知など、あわせて企業訪問などを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） わかりました。以上で質問を終わります。

次に、未婚問題なんです、きょうの茨城新聞に、今大関議員からお伺いしたんですが、笠間市と城里町、それから4市町でデータの交換とかそういったのを行うと新聞に載っております、驚いたようなあんばいです。

昔は仲人さんという方が引っ込み思案な方だとか、なかなか女性と職場的に縁のない所に勤めていらっしゃる方にさまざまな情報を提供して結婚を勧めてまいったんですが、そういう方は今ほとんどいらっしゃいません。それにだれがかわれるのかというと、これは公共的な役場ですとか、そういったものが仲人さんたちにかわって未婚の男性女性の情報を提供していくしかないんじゃないかなというふうに私は考えるものでございます。果たしてそのような情報交換の場が設けられているかどうかお伺いしたい。

○副議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 仲人がいなくなった現在、結婚を望む男女の情報を交換する場は設けられているのかとのご質問でございますけれども、茨城県内では知事が委嘱するマリッジサポーター制度があり、笠間市内においても12人のマリッジサポーターが活動しております。マリッジサポーターは若者の出会いの相談や仲介として身上書によるマッチング、お見合いを実施しております。

また、県内5ブロックで協議会を設立しており、笠間市は県央ブロックに属し、定期的な情報交換会やパーティーなどを開催しております。以上です。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 笠間市として、今お伺いしましたほかに具体的にどのような結婚の出会いを図るような取り組みをされているかお伺いしたい。

○副議長（藤枝 浩君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 笠間市としましてはどのような具体的な取り組みをしているのかとのご質問でございますが、笠間市においては婚活イベントを開催する団体に事業費の2分の1、限度額10万円の助成をしております。

また、先ほどのご質問でもお答えしましたマリッジサポーターの活動支援や婚活イベントの情報発信として、広報かさまや週報を活用し行っております。

さらに、議員が先ほどおっしゃいましたが、本日の茨城新聞にも掲載されましたけれども、本年度から笠間市を含む1市3町、笠間市、城里町、栃木県益子町、茂木町において、県境を越えて取り組む連携事業が、先駆的な事業として採択された国の地域少子化対策強化事業交付金を活用した自分磨きやマナーアップセミナー、パーティー、イベントなどの情報発信を担うポータルサイト、ITナビを構築しまして、栃木県を含む笠間市周辺の結婚希望者に対し、情報発信を行います。

また、婚活に関する各種セミナーや地域での結婚支援、推進する結婚支援サポーター養成講座の開催、さらには行政、結婚関係企業、それから結婚支援団体等による結婚のための推進協議会を設立しまして、情報交換会や研修を実施していく計画となっております。

以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 本当に思った以上に非常に多くの具体的な取り組みがなされております。

ほかの市では役所の中に結婚相談室とか、結婚相談課という部署を設けて、出会いの場を提供したり、情報交換の場にしたり、さまざまな企画をしたりやっているんですが、笠間市ではどこの課が担当しているかを教えていただきたい。

○副議長（藤枝 浩君） 部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 他市の事例では、役所の中に結婚相談課や結婚相談室を設置している自治体があるが、笠間市としてはどの課がどのような対策を講じているのかとのご質問でございますけれども、全国的には佐賀県伊万里市には婚活応援課、それから武雄市にはお結び課がございますけれども、県内市町村において、結婚に特化した結婚相談課や結婚相談室を設置している所はございません。

なお、本市の担当課は市民活動課となっております。

また、対策につきましては先ほどのご質問でお答えしたとおりでございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） なかなか結婚しない理由は多岐にわたっているんですが、それでも結婚したいという気持ちがありながら、結婚できない男性・女性が私は多くいるんじゃないかなというふうに思うんですね。

フランスなどでは、税制、税金で子どもを持っている方や結婚されている方は非常に優遇されておりまして、独身のまま生活をされている方は非常に重い税金を食らっているという現状もございます。現実にはフランスは一たん少子化がどんどん進行したのが、税制とかさまざまなサポートでぶり返しまして、無事まではいかないんですけれども、出生率がまた上昇して、今回政府も未婚化というか、少子化そのものを実際にてこを入れる活動をするというふうに新聞報道もされております。最終的には税制できちっとした線引きしないと動いていかないかなとも思うんですけれども、その前に市で取り組める、結婚を推進するような政策、要するに、紹介しますよとか、出会いの場をつくれますよとか、そういったものじゃなくて、具体的に結婚すればこういう特典がありますと。結婚しない方にはこのようなデメリットがありますというような、そういったものがつくれるかどうか、お伺いしたい。

○副議長（藤枝 浩君） 市民生活部長。

○市民生活部長（山田千宏君） フランスなどでは、税制面で結婚をしている人や子どもを持っている人に対して非常に有利な待遇をしているが、フランスのような施策、またはそれにかわる何らかの施策についてのご質問でございますけれども、フランスにおいては少子化対策として、GDPの2.8%にも相当する巨費を投じて、出産、育児を支援しており、

世帯が多い家庭ほど住民税や所得税が低くなる制度や20歳までの育児手当などがありまして、これらの制度により少子化が改善されていることは認識しております。

しかしながら、このような税制面での見直しや人口減少の基本的な対策は国の役割であると考えております。

茨城県におきましては、茨城子育て家庭優遇制度や子育てママ再就職支援事業等を実施しており、本市においても不妊治療の助成や医療福祉費、俗にいうマル福ですけれども、の自己負担を小学校6年生まで無料化し、また、中学生まで年齢を拡大し、医療費を軽減しております。さらに、本年度から地域少子化対策強化事業として、先ほども説明申し上げましたけれども、国の交付金を活用したポータルサイトを再構築し、妊娠、出産、育児の支援制度や予防接種の情報発信を実施するなど、さらなる支援の充実を図ってまいります。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 要するに、市でとれる限度内はここまでだということなんじゃないかね。国の方も具体策としては税制をいじるしかもうないと思うんですけども、国の施策を引っ張り出すような、市のさまざまな取り組みが非常に期待されているなというふうには私は感じていますので、どうか今後ともさらなる取り組みをよろしく願います。以上で未婚の問題をおしまいにします。

次に、学力テストの問題なんですけど、前回、飯島教育長に「褒めて育てる子育て条例」というのを提案申し上げたんですが、今は褒めるよりも実際はいっぱい褒めていますので、しかる方が大切だという形で切り返されましてだめだったんですけども、今回はさらに画期的な情報を持ってまいりました。

文部科学省が4月に実施しました学力テストの結果が発表されまして、市のホームページでも公表されております。国語は小中学校とも全国平均を上回り、算数、数学は全国平均並みといったところでしょうか。教育長がというふうには書いちゃったんですが、教育長がいらっしゃらないので、教育次長にどのようにこの結果を受けとめられたかお伺いしたいです。

○副議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 学力テストの笠間市の結果でございますけれども、先の鈴木裕士議員の答弁でも申し上げましたけれども、教科、また実施学年によって多少のばらつきはありますけれども、総合平均で、野口議員おっしゃったとおり全国平均を上回っております。これは良好な結果であると受けとめております。特に小学校国語の知識問題では、プラス4.7ポイント、これは全国1位の秋田県よりも高い正答率を示してございますので、大変喜ばしく思っております。

また、全国平均と比較いたしまして、小学校で14校中9校、中学校で7校中4校が全国平均を上回っており、割合で見ますと6割が上回っております。これもまた大変喜ばしい

と思っております。

ただし、教科ごとに見ますと、県や全国平均をやや下回っているところが算数、数学科でございます。今後、指導の工夫、改善を図り、より一層学力の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 笠間市では、寺子屋制度など学力向上のためのさまざまな取り組みが進められていると思いますけれども、小中学校で学力向上のために今取り組みが行われているものを詳しくお伺いしたい。

○副議長（藤枝 浩君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） まず、テストの結果を受けてでございますけれども、市内の国語科、数学科専門の教員の中から学力向上検討委員として代表者を集めまして、全国学力調査の結果分析を行い、市の現状と課題ということで整理いたしまして、それに基づいて授業改善プランを作成してございます。このプランに基づきまして、2学期中に全小学校にて授業を実施し、さらに課題解決のための調査問題というのを作成いたしましてそれを実施し、来年1月末までに授業改善プランの実施効果を確認していきたいと考えております。

また、全小中学校に市雇用の授業支援講師や外国語指導助手、ALTでございますけれども、配置し、算数や国語、外国語の授業にチームティーチングとして加わり、年間を通して児童生徒の学習支援をしております。

そのほか、夏休み中の補習学習を行います学びの広場、また、先ほど議員おっしゃいました土曜の学習の場、寺子屋を開校しております、学習指導を行い、学力の向上を図っているところでございます。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） ありがとうございます。いよいよ3番目の、反転授業というのがあるんですね。ひっくり返すということなんですけれども、これは非常に画期的なことなんです。これは質問というよりも紹介みたいなものなんですけれども、今までの授業といえば、学校に行って教科書の内容を先生が講義して、それをノートに書き写したり、わからないところはわからないままどんどん進んでしまっていましたけれども、反転授業はまず予習の段階でiPadとか、ビデオとか、そういったもので講義を受けます。それで自習して、学校へ行って、授業が始まって、授業では自分のわからないところやさまざまな質問をしたり、討議をしたり、内容が一步進んで理解を進めます。実際に今、公教育の場でも運用が開始されております。この反転授業のですね。

宮城県の向陽台小学校では、算数の授業において事前にビデオを家庭で視聴し、わからなかったところを授業で対応する指導を実施しています。

また、大阪府の近畿大学付属高校では、新1年生を対象に、全員にタブレット端末を配

付して解説動画を軸とした反転授業を行いながら、生徒個々の進捗管理やフォローもオンライン・オフライン双方で管理する試みを始めています。

佐賀県の武雄市では、現在小学校2校で4年生以上を対象にしてタブレット端末を配付して反転授業を行いまして、その効果が非常に高かったので、ことしからは全学年で全員にタブレット端末を配付して反転授業を行うそうでございます。

ただ、問題点はタブレット端末を一人一人に貸し付けるということで費用がかかるということなんですけれども、ちなみに公開授業、武雄市のあれを紹介させていただきますと、「公開授業が行われたのは6年1組の理科の時間で、教室に電子黒板が設置され、児童一人一人がなれた手つきでタブレットを使っていた。授業は地上に見られる地層について考えようとのテーマで行われた。反転授業まだ授業で習っていない分野を各自が家庭でタブレットの動画を視聴して、事前学習をするのが特徴である。学校での授業は児童全員が予習している前提で進められ、この日は全員でテーマを確認し合った後、各グループに別れてディスカッションに入った。児童らはタブレットの写真などを見せながら、自分の意見をお互いに発表、教師の話聞くだけでなく、児童同士が意見を述べ合うことによって問題の理解を深めている様子が伺えた。市の教育課の熊野課長によると、タブレットの導入は児童が勉強への好奇心をはぐくむことにつながっている上、事前に学習することで興味や関心が高まり、意欲的に授業を受けることができるという。ゲーム等に利用してしまうのではないかという懸念が聞かれたが、タブレットには学習で使用するアプリ、ソフトしか入っておらず、また、休み時間には使わない、インターネットにはつながないというルールも徹底されている」ということございまして、今、テレビでも世界の一流の授業という形でサルマン・カーンという方の公開授業が行われていますけれども、物理学や数学やいろいろなものを行っているんですが、私はやっているなというのをみただけで、学習しようとは思いませんでしたんですが、このように世界中で今取り組みが始まっていて、受講者数がエディックスというやつはハーバード大学等を含めて70万人といわれている。フォーセラというやつはコロンビア大学、プリンストン大学等で285万人が利用している。ユタシティーというのはロボット人工知能というのですね、100万人を超える人が利用している。世界中のどこでも利用が可能だということでございますね。

山梨大学の工学部でこれを24年度から採用してやったところ、授業だと先生がどんどん言っていくことに追いつかない部分があるんですね。ところが、タブレットでやると、詰まったところ、よくわからなかったところはとめられるんですよ。もう一回繰り返し聞けるから、あ、こういう意味だったのか、こういう内容なのかというのができで、その先に進めるということで、わからないことをわからないままにして過ぎ去ってしまうということがなくなるということなのね。23年度は、山梨大の話なんですけれども、工学部の4年生は大体50点台が一番学生の数が多かった。ところが、反転授業を取り入れてから80点台が一番多くなったと。はっきり言って、得点層が高い方にシフトしたということが明確

にわかると書いてあるんですね。

もう1点は学生の意識が大きく変わったというんですね。タムラさんという4年生の方は1年生のときに余り勉強しなかった。3年生で反転授業を受けて授業が楽しくなって、勉強も好きになって、点数もよかったのでそこから勉強するようになった。この後、大学院まで行ってどんどん進むんですが、ICT技術ですね、こういったものを初期投資がかかりますから、限定的に、実験的にでも取り入れてみてはいかがかという提言なんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） まず、反転授業、議員の方から細かいご説明がございましたけれども、反転授業といいますと、教師が授業の内容を動画として用意いたしまして、それを生徒が宿題として家庭などで学習しておき、学校での授業時間は生徒たちが予習で得た知識を応用して問題を解いたり、議論を行ったりする授業かと思います。

学校の授業時間内の講義時間を減らすことで授業中は教師が生徒一人一人に対してよりきめ細かい対応することができることや、生徒にとっても自分のペースで学習に取り組める点がメリットであるといわれております。

ただし、反転授業を導入するに当たりまして、次の二つの点で課題があるといわれてございます。

まず、1点目でございますけれども、反転授業は予習ありきという授業進行になってしまいますので、予習してこなかった児童生徒に配慮の進め方、また、教室外での予習支援の整備、家庭の負担軽減等の課題がございます。

2点目として、予習用の動画を作成しなければなりませんので、教師側の負担軽減もあわせて考える必要があります。普段の授業の構想と予習用の講義の動画作成など、教師の負担が大きくなってしまふところに課題があります。

以上のように、導入する場合の課題点や公立学校ではそれぞれに家庭教育環境が違いますので、タブレット端末を利用した反転授業を取り入れる考えは現時点ではございません。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君。

○9番（野口 圓君） 非常に課題も多いんですけれども、一步踏み出して、どこかの学年、選別された小学校1校とか2校で実験的にやられてもいかがかなというふうに思いますので、取り組みをお考えいただければと思います。

以上で終わります。

○副議長（藤枝 浩君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 反転授業に取り組む予定はございませんけれども、本年度ですけれども、ニュートンプレス社という出版雑誌社があるんですけれども、その雑誌社の方から提供がございまして、タブレットを提供するから使ってくれということなんですけれども、ただで提供なもので、現在小学校6年生の理科でタブレットを活用した授業をモデル校と

して宍戸小学校と大原小学校2校を指定して、2学期からタブレット端末の研究といたしますか、それを笠間市でも進める予定でございます。以上でございます。

○9番（野口 圓君） ありがとうございます。以上です。

○副議長（藤枝 浩君） 野口君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時5分に再開いたします。

午前10時54分休憩

午前11時04分再開

○副議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番小磯節子君。

○4番（小磯節子君） 4番小磯節子です。通告に従いまして一般質問を行います。一問一答方式でお願いいたします。

果樹振興について行います。

農業におきましては、依然として農業・農村を取り巻く環境は厳しいものがあると思われまます。担い手の高齢化に伴い、耕作放棄地と農家数の減少が続いていますが、収穫の秋を迎え、米家においては、本年度は60キロが1万円を下回るというような値段であり、稲を刈り取る皆さんには厳しいと思います。

このような状況であっても、農業の魅力を見つけながら進む笠間市は農業のできる町だと思います。果樹については、梨、ブドウ、栗、柿、梅、ブルーベリー、リンゴなど、多くの種類がつくられております。今後の動向として六次産業化としていくのも一つの課題だと思われております。

そこで、果樹振興について伺います。

現在の梨生産者、従事者の高齢や高齢樹園の増加により収量や品質の低下が見られます。また、降ひょう害や晩霜害などの気象災害により生産が不安定となっており、今後、栽培面積の縮小によりやがて消滅の危機にあると思うので、以下について伺います。

一つ、梨農家の現状と動向について伺います。お願いします。

○副議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 4番小磯議員のご質問にお答えいたします。

市内の梨農家の現状と動向についてでございますが、現在農家数36戸で、約27ヘクタールを栽培しており、地域別に見ますと、岩間地区で22ヘクタール、その多くが泉地内であり、また、友部地区では南小泉、長兎路、湯崎地内で、5ヘクタール栽培されております。

経営面積につきましては、10アールから2ヘクタールを超える農家まであり、幅広い経営規模となっております。

平成18年の統計によりますと、栽培面積は約45ヘクタールでありましたが、農家数の減少によりこの8年間で約18ヘクタールほど減少しております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） ありがとうございます。今説明がありましたように、現在の農業の専業農家としては5軒くらいだよというようなお話も聞いております。そこで、かつては45ヘクタールが現在は27ヘクタールというようなことですので、農業が今現在乏しくなってきたというようなことは皆さんもご承知かなと思っておりますので、どうぞこのことについては今後の役所の指導もあってもよいのかなと思います。

次に、2番目に入りたいと思います。

梨農業の振興方針について伺います。

○副議長（藤枝 浩君） 産業経済部長。

○産業経済部長（山中賢一君） 梨農業の振興方針についてでございますが、梨は本市の主要農産物の一つでございますので、平成20年3月に策定いたしました笠間市農林業振興基本計画に位置づけまして、議員ご指摘のとおり高齢樹園地が見受けられますことから、優良品種への改植や栽培管理作業の徹底などにより大玉生産や糖度を高めるなど品質の向上を図り、農業経営の安定による梨の生産振興を進めることとしております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） ただいま説明がありましたように、生産者はおいしいものを提供しようと一生懸命頑張っておりますよね。そして消費者には安全安心なものというような形で一生懸命栽培していると思います。そういう中で、生産者は糖度計で測ってみたり、残留農薬とか、放射能検査の実施とか、いろいろと苦悩してやっておりますけれども、今説明がありましたように、振興方針としては苗が古くなって、しかしながら、古いものはたくさんなるけれども、大きくなれないというのが現状のようなので、そこで植えかえる、それを樹園の若返りというような形でやられれば、またさらに継続になるのかなと思いますけれども、そういうことは役所の方でもしっかりとその様子、地域を知ることにおいて生産者も励みになると思いますので、どうぞ様子を知ることが一番だと思いますので、そういう励みを持ってできるような役所であっていただければいいなと思っております。

次に、産地の活性化と担い手の確保についてお願いいたします。

○副議長（藤枝 浩君） 産業経済部長。

○産業経済部長（山中賢一君） 産地の活性化と担い手の確保についてでございますが、産地を活性化するためには農協の梨部会を中心に、生産者の育成を図る必要がございますので、補助事業による優良品種への改植や講習会などによる栽培管理技術指導を進め、農業経営の安定化による梨部会等の育成を図ってまいります。

また、栽培農家が減少しております中、あわせて地域農業の担い手を確保することも欠かすことはできません。現在、農協梨部会においても後継者が不足している状況にありますので、あえて農業以外から意欲ある若者の受け入れを検討して行く必要があります。

果樹栽培は野菜栽培と違った栽培技術習得の困難さや果樹園地の確保などが課題となります。そのため、部会が主体となり、新規参入者の技術指導や後継者のいない園地の斡旋を行うなど、支援体制を整えまして、そこにあわせて国の補助事業であります青年就農給付金の活用やその対象とならない就農者への市独自の補助等によりまして支援するなど、体系的な取り組みを検討しながら地域担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） そうですね、今お話がありましたように、若者の育成、技術の指導、これは農業をしっかりと知ってもらう意味で岩間には県の総合農業試験場がありますので、そういう所に行って、意欲ある担い手育成として現地見学、そして体験なども必要かなと思っております。このようなことで果樹自体が絶えることなく成長できればいいなと思っております。

そこで、営農と経済が両立するためにはもっと大きな輪を持つことだと思いますが、担当課としてはどのような考えがあるか、伺いたいと思います。

○副議長（藤枝 浩君） 産業経済部長。

○産業経済部長（山中賢一君） 反問させていただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 反問を認めます。

○産業経済部長（山中賢一君） 聞き取りにくかった、大きな何がございませうということでしたか。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） 営農と経済を両立するためには大きな輪をもってやらないとこれからの生産も大変ではなからうかなと思っておりますので、そういうときに役所の考えとしてはどのような考えがあるかお聞きしたいというようなことを言いました。

○副議長（藤枝 浩君） 産業経済部長。

○産業経済部長（山中賢一君） 大変失礼いたしました。大きな輪をもってということで、営農と生産についてでございますが、やはり梨振興につきましては、現在あります農協の梨部会が大半でございます。そのほか任意の集団、また、個人の生産ということがございますが、それぞれの方針をもって梨生産に取り組んでおりますので、そうしたところの目指すところをそれぞれ支援していきますとともに、また販売面も含めまして、梨の部会であれば、銘柄、推進産地ということで県の指定を受けておりますので、そうした中でいろいろ毎年の現状から課題を拾い、その解決に向けて取り組んでいるというようなところ、それとあわせて、一方では所得を確保するために直接庭先での販売なども農家の経営の中では取り入れていくというようなところ、そういったところを含めまして関係する農業協同組合や地域農業改良普及センターなど、関係の機関・団体と連携しまして、大きな枠組みとして地域の産地振興を図ってまいりたいと考えてございます。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） ありがとうございます。そうですね、若者の育成から始まって、銘柄として笠間管内の梨がしっかりと県内外に飛び回るような、そういう指導をしていただければいいなと思っております。

次に、梨農家の補助事業について伺います。

○副議長（藤枝 浩君） 産業経済部長。

○産業経済部長（山中賢一君） 梨農家への補助事業についてでございますが、多目的防災網や園地整備などを支援する県の補助事業がございます。この補助事業につきましては補助率3分の1でありまして、市が県の補助と合わせて2分の1になるまで上乘せ補助を行っております。これら事業を活用しまして、平成24年度と平成25年度の2カ年間で、農協梨部会では延べ23戸の農家が12.2ヘクタールの多目的防災網の整備を実施しております。

また、市の事業として平成25年度から梨の苗木購入に対する補助を行っており、昨年度は梨農家7名が活用して177本の梨苗が改植されてございます。

今後とも補助事業につきましては制度の周知を図り、積極的に活用していただくよう推進してまいります。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） 補助事業については、生産者におきましては、私たちも見るとすけれども、梨の周りにはしっかりときれいなネットと、また、大分時期がたったなというような網がありますよね。そういうときに、きれいな網がかかったときには、あ、やる気十分の栽培だなというように思われますけれども、ちょっと古いのを見ると、この畑、終わってしまうのかなというように思いますので、そういうところはしっかりと支援をしていただいて、梨防災には12.5ヘクタール補助したよというお話もありましたけれども、改植の点についても177本改植してみたよというようなお話もありましたので、そういうところからこれからの生産者に本当にやっつけてよかったというような、そういう農家であられるように、役所の方としてはしっかりと支援していただければいいなと思っております。

次に、果樹の魅力の体験行事等の企画を考えているかを伺います。

○副議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 特に学校ということでご指定はございませんでしたけれども、まず、市内小中学校における果樹に関する体験学習の実施状況等について申し上げたいと思います。

まず、実態でございますけれども、平成25年度でございますが、小学校で6校、中学校で2校、果樹に関する体験授業や行事を実施してございます。具体的に申し上げますと、小学校では生活科の学習で校内にあるカリンの木から実を摘み、シロップ漬けにしたり、ブルーベリー園での摘み取りをしたりする体験活動を行ってございます。また、総合学習

の時間で地元のリンゴ園や栗農家を訪問し、見学や体験学習を行っております。

また、中学校では、職場体験学習で鯉淵学園の農業栄養専門学校に行きまして、果樹等の袋かぶせなどの農業体験を行ったり、技術家庭科や総合的な学習の時間で果樹や野菜の栽培を行ったりしたものでございます。

以上のように、各学校で地域の実態にあわせ、創意を生かした教育課程が編成がされております。果樹の魅力の体験行事等の実施等につきましては、各学校の判断等により実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） ありがとうございます。梨についての質問でしたけれども、私はあえて5番目は体験学習にしていきたいなというようなことで質問してしまいましたけれども、25年度の笠間市の教育委員会の内部外部の評価の方で、体験学習を開いたよという、ひたちなかの方で、そういうお話もありましたので、では、農業の方の政策もあっていいのかなというような形で質問をしたんですけれども、このときの体験の学習は小学5・6年生の交流で海上保安庁の巡視船乗船体験、林業体験というようなことをしたように書いてありましたけれども、農業体験も私たちのこの地域は小さいころからそういう学習の中で取り入れてもいいのかなと思っておりましたので質問をしましたけれども、先ほどもいろいろと学力テストなどのお話もありましたけれども、学力テストもすばらしく、学校へ行っているうちは頭もよくならなければならないのかなと思いますけれども、一つ事例として、こういうこともあったんですね。8月23日に元気になる朝食を競うというようなことで、料理コンテンツがあったんですね。その中で岩間第三小学校の田宮君というお子さん、6年生の子どもが、7,703点のうち、1次審査を通過して、25人の中の1人であって、その中から3人が最優秀というような形で、その中の1人が田宮君でしたんですね。こういうふうに田宮君は自分の食材を考えて、栄養のバランスのある献立をとというようなことでやって、食の関心というのを持った行事なんですけれども、すばらしい田宮君だったなあとは思うんですけれども、こういうことがあって、農業に対しても、農業をやらなくても食の安全安心、自分たちが食べるものというのを常に家庭教育の中でやっていて、そういうふうにこの子どもは挑戦できたのかなとは私に思いましたので、そういうことの中から体験学習もあってもいいのかなと思いました。

もう一つは、自治体や取引会社と協力した食の教育というようなことで、潮来の方でやっているんですね。ちょっと読ませていただきます。「生産に負けないおいしい米づくりに挑戦」というようなことで、「育てるのは教材に向けた育てやすい品種でなく、学校給食に使われているオリジナル米、潮来あやめちゃん。高品質のものをつくるのにどれだけ手間や工夫、苦労などが必要かを感じさせるとともに、農業のやりがいや楽しさも触れ、新しい担い手が育つことも期待される」というような行事なんですけれども、そういうことを県内の中でもやっているというようなことで、私たちの笠間管内の教育の一環としても、

農業の指導というか、そういう体験学習をしっかりとやって、やがては子どもの体験は大きくなっても思い出すこともあると思いますので、大事なことだなというようなことできょうはお話をしてみたんですけれども、そのようなことはどうでしょうか。

○副議長（藤枝 浩君） 教育次長。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど、岩間三小の児童の話ができましたけれども、確かに優秀なメニューを地元の食材を使ってつくったということで、県庁食堂のメニューにも今度取り上げられるということで、大変喜ばしいとは思っております。

ただ、学校現場では、体験学習はもちろんそういう農業体験ばかりでなくて、いろいろな体験学習がございます。農業に限って申せば、体験学習じゃなくても、例えば生活科の中で農作物の栽培の流れについて学ぶといったことがございます。

ただ、学校現場の先生方、当然農家の詳しい栽培方法とかご存じありませんので、通り一遍の内容になってしまうのかなと思います。ただ、その中で、笠間のそういう生産者なり、団体の方から笠間の果樹はこういう努力をして、こういうふうにおいしくなっているんだよという情報提供とか、そういうものを伝える体験の企画とか、逆に、学校の方に情報提供をいただければ、我々としても積極的に学校の中にそれらを取り組んでみたらどうだという形で情報提供はしてまいりたいとは考えております。そういう行事をして、最後に、例えば食材提供をしていただいて給食で食べるとか、そういった企画をいただければと思います。以上でございます。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯君。

○4番（小磯節子君） ありがとうございます。子どもたちにとっては、三つ子の魂100までもというようなお話はあると思いますけれども、最近、この幼少時代、学校へ行っているころの体験というのは大きくなってからも思い出してできるのかなと思いますので、そういうことはあってもいいのかなと、通り一遍と今次長は言いましたけれども、通り一遍もあってもいいのかな、それよりも踏み込んだ教育もあっていいのかなと私は思いますけれども、その辺はしっかりと笠間管内の教育の方でやっていただければいいなと思っております。

最後に、梨の作付のことをいろいろとお話をお聞きしましたけれども、最後に市長さんに、あればお願いいたします。

○副議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 小磯議員の梨の振興についてお答えをさせていただきたいと思っております。答弁は求められると思っていませんでしたけれども、今回、質問通告が出た時点で、改めて岩間の梨と岩間以外の梨を私は食べてみました。それと、今まで余り梨農家の実態というのを、私自身反省しているんですが、勉強不足な点もありまして、いろいろ調べさせていただきました。そういう中での私なりの考え方を申し上げさせていただきたいと思

います。

まず、味については、西の方の梨とか、周辺の梨を食べてみたんですが、私は岩間の梨が非常においしかったというふうに率直に申し上げたいと思っております。

では、おいしいのになぜ梨農家が少なくなるのか、それはいろいろな課題があるかと思えます。その課題を解決するには、先ほど部長が部会の強化ということをお願いしておりましたが、調べてみますと、梨部会はJAの岩間梨部会と岩間出荷組合とJAの友部梨組合と個人と四つあるんですね。私は、この生産者の体制をきちんと一本化して強化することがまず必要なんじゃないかなと思っております。四つあるというのはそれぞれのいろいろな事情があって、それが一本化されていないということだと思っておりますけれども、やっぱりそこは大同団結して梨の生産をしっかりと行っていくんだという一本化というのが必要だと私は思っております。

それと、販売について、今ですよ、箱に梨が入っていると、岩間も友部も、笠間は梨農家ないですけども、何も生産地の地名が入っていないんですね。JA通すやつは。「うまいもんどころ茨城の梨 JA常陸」なんです。これではどこでどう生産されているかわからないんですね。これも一つの課題なのかなと。

8月から市がアドバイザーとしてお願いしました藤原さんがおりますけれども、藤原さんにまず指摘されたことは、笠間の農産物は名称がみんなバラバラだと。友部がくっついていたり、笠間がくっついていたり、岩間がくっついていたり、これはやっぱりブランド化を図る上では、笠間という名前に一本化することが必要だというような話をされておりました。私はごもつともだというふうに思っております。

また、担い手の話もありました。生産者が辞めてしまう、それまでしっかり育てた梨の木があるわけでごさいます、それを伐採してしまうというのは非常にもったいない話でございまして、外部からの参入を受け入れると。岩間の生産者の中にはそういう意向を持っている方もいらっしゃるということも聞いておりますので、そこをしっかりと受け入れるつなぎ役なんかを市がやっていくべきではないかなと思っておりますし、ただ、農業全般に言えることは、やっぱり私は生産者の意欲と生産者が、農家の方に聞くと余りいいことを言わないんですよ。私からすると、例えば梨を生産している農家は収入が一体幾らあるんだ、1カ月の労働はどのくらいしているんだ、そういうことを生産者というのはもっと情報を発信していく、梨を一町歩つくれば、年間1千万ぐらい、例えばの話ですよ、1千万はないと思っておりますけれども、七、八百万はあるんだとか、そういうことを積極的に情報提供していくことも、やってみたいという魅力を引きつける一つの手段になるんじゃないかなと思っております。

いずれにせよ、行政として、梨部会とか個人でやっている方含めて、よく話し合いをして、いろいろな課題の解決と一緒にやっていきたいというふうに思っています。以上です。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯節子君。

○4番（小磯節子君） ありがとうございます。今市長さんの話を聞きましたけれども、本当にバラバラな生産組合がありまして、それを共選にしようといったときに、おめえがあるがために共選にならないんだよなんていろいろな話も聞くんですけども、そういうことはなくなるように、普及センター、農協、役所と一体となって指導をしていただければ、そういういい方向性に行くかなと思いますので、これから私も帰っているいろいろな課題にしてお話をしていきたいと思います。

きょうはありがとうございました。終わりにさせていただきます。

○副議長（藤枝 浩君） 小磯節子君の質問を終わります。

ここで昼食のために休憩いたします。午後1時からお願いしたいと思います。

午前11時36分休憩

午後 零時58分再開

○議長（小園江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

体調不良により午前中休ませていただきました。以後、体調管理には気をつけたいと思います。

橋本良一君が所要のため退席をいたしております。

これより、午前中に引き続き、一般質問を続けます。

19番大貫千尋君の発言を許可いたします。

○19番（大貫千尋君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で質問したいと思います。

質問に入る前に、市長並びに関係職員の方に、うちの近くの流通センター跡地、今工業団地と呼ばれております部分につきまして、県の開発公社の方でモデル地区の造成をやっていただいております。町の働きかけもあったればこそと非常に景観がよくなりました。御礼申し上げます。

質問に入ります。

まず、1問目の質問に入ります。

安心安全なまちづくり対策について。近年、異常気象による新たな災害が発生しております。昨今、広島の方でも大豪雨によりまして人身を伴うような大きい事故が起きました。長雨により九州各地でもいろいろな災害が発生しております。そういう災害に対して我々笠間市もいずれ何の災害が起きるかわかりません。

そういう中であって、行政側の認識と対策について、災害が起きた場合の連絡網とか、そういうことがどういうふうになっているか、市民にお示しいただければ幸いと存じます。

○議長（小園江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 19番大貫議員のご質問にお答えいたします。

異常気象による新たな災害の備えとしまして、行政側の認識と対策とのご質問でございますけれども、近年の竜巻や集中豪雨などの異常気象は過去に例を見ないようなすさまじいものがございます。こうしたいつ発生するかわからない自然災害に対して、市の対策としましては、笠間市地域防災計画に基づき、災害の予防から応急対策、復旧計画に至るまで、継ぎ目のないきめ細かな対策を講じることにより被害を最小限とするための施策を講じているところでございます。

具体的には、6月25日に発生しました集中豪雨は市内においても道路の冠水や床上・床下浸水などの被害をもたらしました。幸いにも人的な被害はございませんでしたが、市では、異常気象による局所的集中豪雨に対する警戒態勢を強化するよう各部署に指示をしたところでございます。

さらに、8月26日には土砂災害への備えとしまして、市内の急傾斜地崩壊危険箇所の緊急点検を実施するとともに、土石流、危険溪流等を含む行政区の区長に対して、気象警報等に気を配っていただくことや、地域の状況について市の警戒態勢との間で相互に連絡を密にさせていただきたいことなど、注意喚起を行ったところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大貫君。

○19番（大貫千尋君） 先だって私のうちにも急傾斜に対する点検を行いましたというような文書が届いており、つつがなく備えができていのかということを感じました。

また、問題からちょっとそれるかもしれませんが、お答えを何でもかんでも求めるということではないんですが、三、四年前に大震災もありました。そういう中で、非常に今情報がデジタル化しています。昔のいろいろな教訓や言い伝えや、そういうことが置き去りになっている場合があります。震災のときに、50年前、100年前に津波がここまで来ましたよという塚や石文が残っておったわけなんですけど、言い伝えの中で、作業場やそういうものは下の海岸線の方につくるにしても、自分が住む場所についてはここから上に住みなさいよというような言い伝えがあったそうであります。その石文や塚が震災後1年以上過ぎてから郷土の学者がいろいろお話ししているもろもろのことがテレビで報道されました。

また、災害のときに一番心配なのが命令系統なんですね。福島原発につきましても、いわば天災なのか、人災なのかといえれば、人災の要素も含めた部分が非常に多く見受けられる部分があります。当時の民主党政権下の中で命令系統がスムーズに働かなかったために炉の冷却が遅れてしまったと。それによって未曾有の津波以外の災害が発生してしまったと。いまだに帰宅できない人たちもおるといような状況であります。

認識についてのお答えをいただきました。次に、我が笠間市におきまして、もし災害が発生した場合の命令系統、対策本部から末端までの対策網についてお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 笠間市では、例えば洪水、大雨の被害でありますと、大雨警報が発令したところに警戒本部を設置いたしまして、それ以後にその状況に応じまして災

害本部等を設置することになっております。その中で、対策本部から末端までの連絡網の確認ということでご答弁させていただきますけれども、現在、笠間市と笠間市建設業協力会とは迅速かつ的確な応急作業を実施するために、平成18年9月25日より災害発生時における応急作業の実施に関する協定を締結しております。地震、台風、積雪等の災害が発生した場合には、協定書の第4条の要請手続きに基づきまして、笠間市から笠間市建設業協力会の会長及び各支部長に連絡しまして、各支部長が会員への周知を図るようになってございます。

○議長（小藺江一三君） 大貫君。

○19番（大貫千尋君） 災害が発生した場合、非常に力になっていただける集団が、一つは消防組織でありますね。また、一つには地元の建設業者であります。

消防につきましては何人かの議員さんからいろいろな質問が出ました。一つ心配な点は、これには通告がありませんのでお答えは結構でございますが、もし、広域化になった場合でも、笠間で起きた災害については笠間の市長なり、市長にかわる方が対策本部長になっていただけるような、そういう形をとっていただければ、広域化したときに対策本部長が全く地元の地理や状況やそういうことがわからない人が対策本部長になられたのでは、地域の様子がよくわからない、極端な話、1戸のうちが災害で倒壊してしまった場合、そこにひとり暮らしのおばあさんがいたか、いないかの確認もできないような状況で災害の対策が遅れてしまうような場合もありますので、それは今回の一般質問の中で広域化の話合いが進むような話もありましたので、くれぐれもお願いしたいと思います。

次に、災害が発生した場合、この間の3.11の災害にも地元の多くの建設業者の方々に道路沿いの塀が倒壊したものや、かわら屋根やそういうものが倒壊したものの片付けを皆さんに一生懸命お願いをいたしました。

しかし、ここ七、八年の間に、私が知っている範囲の中で、地元の建設業者の方々に倒産を含めて20社休業したり、やめてしまったり、倒産したりしてしまっている方がおります。外部から見ますと、過剰競争があったのではないかという見方もあります。

そういう中であって、平成17年度には建築に対する品確法という法律が国で制定されました。それはある大手の設計会社が建物を設計します。そうしますと、本来建築基準法に基づいた鉄筋の構造や壁の厚みやそういうものが減免化されてしまって、安価な建物を建てていくような、そういう施主ぐるみと言っても過言ではないかもしれませんが、そういう分譲マンションやそういうものが横行いたしました。ある千葉県の間地は購入してから2年もたたないうちに基礎の構造が悪くて床が傾斜してしまったというような、社会的な大きな問題を引き起こした中で、国は平成17年に建物に対する品確法を成立させました。

また、土木工事においては、平成26年4月4日に参議院本会議において全会一致で土木に関する品確法が可決されまして、当年5月29日に参議院で全会一致によりまして可決され、6月4日にこの法律が施行されました。

以前、建設業の協会の集まりのときに、指名選定委員長であります当市の副市長に、こういうことがあるのをご存じですかとお尋ねしましたら、知っておりますということで、小冊子を一部差し上げた経過がございます。

しかし、当市では、これを見越しまして、平成26年4月1日より公共事業の入札におけます最低制限価格の改定をいたして、業者の方々も非常に喜んでおります。

質問に入ります。

この協力をいただける現状の笠間市内の組合に属しております建設業者の数をご存じでしたら、お知らせ願います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 市内の建設業者の登録数が78社でございます、その中で災害発生時の協力業者は64社でございます。

○議長（小藺江一三君） 大貫君。

○19番（大貫千尋君） 70社近い業者がおるといようなお話を承りました。県や近隣の水戸市では、水戸市の例を言ったほうが一番近いかと思うんですが、水戸市では約180社の指名業者があります。そういう中で、指名審査をする部署で、県の経審の点数を含めて、今まで表彰を受けたことがあるとか、ないとか、あとはその会社の設立から現在までの年数とかを考慮に入れまして、県の経審の点数を踏まえた中で、新たに市独自で点数をつけます。そうしまして、上位から60社がAランク、次の61社から120社までがBランク、121社から180社まで、約60社ずつの区割りだと思っておりますが、Cランクとして、指名参加の金額が1,000万以下、税込で2,500万以下、2,500万以上ということで区割りをしております。

残念ながら、当庁におきましては、550点か600点か、私はわかりませんが、県のランク、水戸市のランクからしますと、Cのランクの上位のB、Aの指名参加ができるような制度になっております。これが一概にいい悪いという判断はできないとは思いますが。市長も副市長も今現在、要するに試行中だと。いろいろ試している時期であって、試行中であるのでというようにお話をされておるといようなお話は聞いております。

しかし、私が思うには、よそに行って稼げる業者を育てないんですね。今の入札制度であります。今、正直申しましてだれでも知っていることだからお話ししますが、笠間市内で一番上位の会社というのは笠間の〇〇〇〇ですね。これは県でも土木はSランクです。Sランクというのは土木業者の中でも県内30社はおりません。茨城県内全社合わせても。〇〇〇〇だけが何とかよそに行っても稼げるかなという状況であります。残念ながら、建築はSではなくてAランクであります。くそもみそもとは申しませんが、Cランクの規模の会社といいますと、大体社長と事務員さん1人と技術者2名、年間5,000万以上やればCランクの点数で、今600点近くはいただけたと思います。その業者と技術者が20名、建築の技術者が20名、土木の技術の資格を持った技術者が15名、毎月の固定費が10倍以上差がつく業者と一緒に土俵で仕事をしなければならないということが、私は私的に考えても非

常に理解ができない部分であります。

また、県におきましても、よその市町村におきましても、営業年数によりまして点数を加算するんですね。これはなぜかと申しますと、Aという人が創業して2年目ですよと。Bという人は創業して30年やっていると。30年間に何百人もの人間を扶養して、働いていた従業員はお給料を自宅に持って行って奥さんに渡して子どもを育てる。町に対する貢献度、これが甚だしく同じではないんですね。それを判断するのは部長さんや指名された委員長の副市長さんたちの判断によるのだと私は思いますが、これがいつまでも続いてさらに倒産の件数がふえていくようだと、災害が起きた場合での人の確保ということが難しくなると。

今回交付されました土木工事に対する品確法の一番重要な部分を朗読します。「国及び地方公共団体は公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るために、相互の緊密な連携を図りながら協力をしなければならない」。その前段に、「適正な利益を享受しなければならない」ということが文言に含まれております。

あとは、私が一番心配しますのは、業者の育成、あとは人の育成、技術向上のための勉強の促進を行政が先頭に立って納税者であります建設業者に対して促進をしていかなければならないという使命が笠間市役所にあるわけでございます。品確法の取り扱いと私の前に小磯さんが質問しましたが、梨業者に対する育成をどういうふうを考えているんだという同じ立場で、町内の建設業者の育成をどのようにお考えなのか、お答え願いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 大貫議員に申し上げます。固有名詞は取り下げてください。以後の発言の中で固有名詞は極力避けて、お願いします。

○19番（大貫千尋君） 了解いたしました。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されました。この改正では、基本理念として公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等が追加となりました。そしてその実現のために基本理念に配慮して発注関係事務を実施することを発注者の責務とし、また、多様な入札契約方式の導入が位置づけられたところでございます。

その方法としましては、市場の実態を反映した予定価格の設定、入札不調、不落時の見積もり活用方式の実施、適切な工期設定や設計変更の実施などを挙げているところでございます。

現在、国では、法改正の理念を現場で実現するために運用指針を策定しており、この秋にも指針が示される見込みでございます。

また、今後の入札契約制度の方向性が検討されているところでありますので、市といたしましてもそれらの動向を踏まえながら、ダンピング受注や行き過ぎた価格競争の防止、

現場の担い手不足、若手入職者の減少を地域の建設産業における大きな課題として受けとめまして、制度運用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 大貫君。

○19番（大貫千尋君） 今ご答弁がありました。私はこのような解釈を今の答弁に対していたしたのですが、違っていればお答え願いたいと思いますが、今後については、担い手が育成できるような行政の姿勢を持って、建設業者に対して配慮していくというような、担い手の育成というのは会社に余力がなければできません。会社に余力を持たせられるような入札指名制度の実現に向けて、ご努力していただけると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 先ほどご答弁申し上げましたように、この秋にも指針の方が示されるということで、常に入札制度というのは見直しを図っていかなければならないと思っております。競争性でありますとか、透明性、品質の確保、公平性、そういうものの確保を念頭に、入札制度の方の見直しを考えていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 大貫君。

○19番（大貫千尋君） 議長、以上で私の質問は終わります。今後、今の答弁にありました敏速なる動きがありますことをご期待申しまして、私の質問は終わります。議長、ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 大貫君、固有名詞取り下げで。

○19番（大貫千尋君） 名前を挙げました固有名詞については、議事録から削除していただきますよう、議長、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 19番大貫千尋君の質問を終わります。

休憩をいたします。1時40分に再開いたします。

午後1時28分休憩

午後1時40分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番飯田正憲君の発言を許可いたします。

○5番（飯田正憲君） 5番市政会の飯田正憲でございます。議長の許可が出ましたので、通告いたしました質問をいたします。

私も笠間市の法人会の会員として税に関していろいろ皆さんと協議している中で、きょうは税に対しての質問をさせていただきます。

市税の徴収について。平成25年度市税全税、国保税を除く徴収率、前年の比率。①で、県内市町村でのランクは何番目になっているのかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 5番飯田議員のご質問にお答えします。

平成25年度の市税全体、国保税を除きますけれども、徴収率につきましては88.93%、県内で41位、対前年度比で1.68ポイントの増となっております。前年度の伸び率は県内9位となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） ありがとうございます。（2）税目別の状況。個人市民税の徴収率と未納となっている額、前年度の比較、県内市町村でのランクは何番目になっているのかお伺いしたいと思います。この未納となっているのは16日の町田議員の方からの一般質問で出ていますので、できれば数字があっているか、あっていないか、再度お願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 平成25年度の個人市民税の徴収率につきましては88.66%で、県内42位、前年度比ですけれども、1.05ポイントの増となっております。対前年度の伸び率は県内で15位でございます。

25年度の収入未済額につきましては3億7,797万692円で、前年度と比較して4,415万7,162円の減と縮減されております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） ありがとうございます。続いて、②でございますが、同じく固定資産税の徴収率、未納となっている額、前年度の比較、県内市町村でのランクは何番目になっているのかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 平成25年度の固定資産税の徴収率につきましては86.90%で、県内38位、対前年度比2.22ポイントの増となっております。対前年度の伸び率は県内で第7位となっております。

平成25年度の収入未済額につきましては5億7,584万8,541円で、前年度と比較しまして8,971万2,389円の減と縮減されているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） （3）これまでに徴収率向上を目指してどんな対応をとってきたのか。①で、現在どのような対応をとっているのか、今後どのような対策をとるのか伺いたい。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 平成21年度より滞納整理方針の大幅な見直しを行いまして、滞納処分を中心とした滞納整理に方針を転換し、年々滞納処分の手法及び組織体制の改善をしております。

また、納付の機会を広げるために、毎週水曜日の窓口延長及び毎月最終日曜日の休日窓

口開庁を実施しております。

現在は年2回の定期催告の発送及び年5回の現年度分催告書を発送し、各種債権差し押さえはもちろん、不動産及び動産の差し押さえを実施し、平成25年度につきましては、債権等の差し押さえ535件、捜索3件、不動産の会場公売による売却1件、インターネット公売による動産売却3件など、徹底した財産調査による滞納処分を実施しております。

困難事案につきましては、茨城租税債権管理機構に移管し、早期解決に取り組むことにより滞納圧縮を図っております。

さらに、平成26年度より嘱託職員による新たな滞納者対策として早期事案対応を実施するなど、取り組みを行っております。

今後につきましても、現在行っている取り組みの成果があらわれてきたことから、現在の滞納整理方針を強化し、職員及び嘱託職員の徴収関係研修への参加や茨城租税債権管理機構への職員の派遣、人事交流等による職員を育成し、滞納処分に精通した人員を確保することにより徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 3番橋本良一君が着席いたしました。

飯田君。

○5番（飯田正憲君） （3）に対しまして、現在はわかりました。

（4）ほかの市町村と比較して納税意識が低いのではないかと一般的には皆さんが言っているんですが、①の納税意識の高揚対策にどのようなことを行ってきたのか、今後どのようにするのかお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 定期的な催告書の送付及び休日納税相談の実施、口座振替の推進、コンビニ収納の実施、郵便局納付の拡充などを実施してまいりました。また、国・県・市町村の連携により、管内小中学校における租税教室を毎年実施し、児童生徒を対象に租税教育を通じまして納税意識の高揚を図っております。

今後は、早期催告書の納付、租税教室を引き続き実施し、タイヤロック車両の展示を行うとともに、徹底した財産調査に基づく差し押さえ、捜索、公売等をさらに強化し、滞納者に対し厳正な処分を行っている状況を市広報紙を活用し、周知することで納税意識の高揚を図っていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） この中で、今いろいろなデータを見た中で、新聞などでよく見ると、徴収率順位がすごく笠間市は低いんですね。徴収率を見ると、24年度で44市町村の中で42番とか、25年度でも5月を見ると41番とか、ただし、増減順位ですか、先ほど申したように、24年度は40位だったのが、25年度は9位というすごく数字が上がっているんですね。これ、ずっと個人市民税から固定資産税まで言わせてもらいますが、徴収率順位、やっぱり24年度が43位という、要するに下から2番目ということで、また、25年度は42番

目と、データ見るとすごく低いという。固定資産も同じくこう見ると、やっぱり、固定資産の前に市民税、これ、増減順位、これを見るとやっぱり先ほど言ったように、35位が15位と、かなり数字が、努力しているというのかな、未回収に努力しているのかなというように見えるんですが、やっぱり徴収率順位を見ると、24年度は固定資産の徴収率を見ると、25年度は37位、こう見ると25年度は1ランク落ちて38位と。この増減順位を見ると、今度は39位が37位という、これが一般的に市民が見た場合に、すごく徴収率順位というのですか、これで評価されるので、なぜ笠間市はこんなに徴収率が悪いのか、一般市民の方々が法人会の会議なんかに出るとよく言われるんですが、そこらのところの説明をきちんと、なぜこうなっているのかというのを知りたいんですが、そこらのところを詳しく説明してください。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 徴収率につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、21年から滞納整理の方針を転換しまして取り組んでいるところです。現在のところ、徴収率の前年伸び率という点におきましては少しずつ効果があらわれてきているのかなというふうに考えております。

この順位でございますけれども、徴収率の順位といたしますのは、現年度分と過年度分、滞納繰り越え分の合計で決まるわけですけれども、分母に調停額が来るわけでございますけれども、その分母の調停額に占めます過年度分、滞納分の割合が大きくなりますと、合計の徴収率というのが低くなってしまいます。これは過年度分と現年度分の徴収率を見ますと、過年度分の徴収率のほうが現年度に比べて非常に低いということなので、その過年度分の調停額といたしますか、その額が分母に占める割合が大きくなるほど、全体として徴収率の方が引き下がってしまう、引き下げられてしまうということが考えられるわけでございます。

このようなことから、市としましては、まず現年度分の滞納を発生させないということと、文書の催告であるとか、電話による催告を行い、また、過年度分の滞納につきましてはそれを圧縮するという取り組み、これが差し押さえでありますとか、公売等の強化とかになりますけれども、それが必要となりますので、それを一生懸命現在取り組んでいるところでございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） わかったような、わからないような、理解したような、理解していないような説明でございますが、どうしても数字的に出るのはそこが出るもので、ここらのところが何かいい方法があればいいんだがね。これは何か〇〇〇〇〇〇〇があるんだろうと思うんですが、そこらのところは余り詳しくはお伺いたしませんのでこの辺にしておきます。

5番未納者への取り組みについて提案したい。①納税は我々に課せられた義務でもあり、

市民の中には納税を理解し、義務を果たすために努力している者もいる。近年、国・県、さらには地方においても行政のサービスを受けられないとの手段を課せられている。これは笠間市ではなくて、笠間市の場合は未納者への対応はどのようなのかお伺いしたいです。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 税金をきちんと納めていただいている市民の方々が不公平感を持たないような、持たれないような公平な徴収が重要だと考えております。

未納者に対する、例えば税務行政のサービスの制限とかになりますけれども、それに直接はございませんけれども、例えば納税証明等の発行がされないことにより、軽自動車の車検が取れないとか、金融機関での融資が受けられないなど、さまざまなサービスが受けられないと考えております。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） ②の方で、義務と権利とは一体のものであり、義務を果たしてない者が同様の権利を取得することは公正・公平な対応とは言い難い。したがって、笠間市においても未納者に対してさらに厳しく対応する必要が求められる。今年度内に対策を作成し、次年度から実施するようお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 先ほども申し上げましたように、滞納整理の方針ということで、徹底した財産調査に基づきまして、納税資力のある方につきましては差し押さえ及び公売、搜索等を実施し、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） お願いいたします。一生懸命納めている納税者もいるのですから、そこらのところ努力していただきたいと思います。税に関しましてはこれで終わります。

続いて、2、公的な施設のバリアフリー化について。（1）車いすを利用できる公共施設の状況。①で車いすを利用して入れる公的施設は市内に何カ所あるのか伺いたい。また、利用できない施設は何カ所あるのか伺いたい。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 車いすを利用して入れる公的施設と利用できない施設の箇所数でございますけれども、笠間市が管理しております公共施設には一般の方々が通常利用する施設と、通常では利用しない、例えば消防署等の施設がございます。総数で115カ所あります。これらの施設のうち、車いすで入れる施設は72カ所であり、ほかの43カ所につきましては、車いすでの利用ができない状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） 72カ所が利用できて、43カ所が利用できないという答弁でございますが、特に人が多く集まる場所、特に笠間の公民館についてお伺いしたいんですが、そこらのところ教えてください。この前言われたもので。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 笠間の公民館ですけれども、笠間公民館は利用できる施設となっておりますけれども、ホールに入るのに直接正面の玄関からは入れないようになっておりまして、脇の方からはスロープがありますのでそこは入れます。また、ホールに入るのに、直接玄関入って右側に上がっていく、そこにスロープがないものですから、少し迂回をしながらホールの方に入れるようになっていていると思うんです。その辺わかりづらいというところがございますので、その辺は案内表示板とかそういうもので対応していきたいと思います。

今後につきましては、例えば施設の改修等がありました場合は、そこは対応してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） わかった。なぜ今質問したかというのは、特にわかりづらい所にスロープをつくったかということが私らにも理解できないところがあるんですよ。そこらのところを聞きたいなと思ったもので、お伺いします。いや、わからなければいい。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○5番（飯田正憲君） 無理にはいいです。

○議長（小藺江一三君） どうします。

○5番（飯田正憲君） いいです。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） これからは皆さんがわかりやすいような、また、利用できるような場をつくってもらって、気配りというのが大事でございますので、そこらのところよろしく願いいたします。

②車いすを利用できない公的施設について、なぜ利用できるようにならないのか、措置をしていないのか、お伺いしたいです。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 各既存施設の改修につきましては、大規模な改修が必要となるために、スペースまたは利用状況等から現在まで措置がなされておりませんが、今後策定を進めてまいります公共施設等総合管理計画の中で、個々の施設の状況を精査した上で必要な改修を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） 身体障害者の場合には、今必要な場合によつての改修ということですが、利便性、なるべく早めに改修してやって障害者に対しての優しい心を持っていただきたいと思います。これに関しましては、今答弁がありましたように改修することですので、お願いいたします。

③公的な施設で身体障害者が容易に利用できるトイレは何カ所あるのか。また、トイレ

が容易に利用できない施設が何カ所あるのか伺いたい。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 身体障害者の方といいましても軽度の方から重度の方がいらっしやると思います。また、障害のある方が容易に利用できるトイレも多種多様化しておりますので、容易に利用できるかできないかの判断は難しいと思われまじけれども、トイレ周りに手すりが設置されており、車いすの方が利用できるトイレのある公共施設で、身体障害者の方々が容易に利用できるトイレにつきまじは57カ所、また、容易に利用できないトイレは51カ所でございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） 108カ所の中で51カ所というのはかなりの数が多いような気がしまじ。身体障害者のために使いやすいようなトイレの手配というんですか、気配りというのが自分が身体障害者の立場になって考えれば、早急につくってもらいたいと思っております。

先日、私も質問するのに、大型スーパーなどトイレを店長の許可を得て、従業員には言わないでくださいということで、身体障害者が緊急になったときにボタンを押して、大体何秒ぐらいで係員が来るか、3カ所の施設でやったんですが、1カ所の施設では速い所では15秒ぐらいです。遅い所で約30秒以内に係員が駆けつけてまいました。

市の施設にもそういう緊急のボタンなどある施設もありますよね。そのときに担当などの決め方などはちゃんとしているのか、していないのか、お伺いしたいです。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 施設にもよると思いまじけれども、常時職員の方がいるという施設につきまじは、担当まできちんと決まっているかどうかはわかりまじけれども、いる方どなたかは対応するような形になっていると思いまじ。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） なぜかというのは、ある程度担当を決めていなければ、万が一そこで倒れて、30分も1時間も担当がわからないで生命にかかわることなのだから、こういう施設に関してはある程度、先ほど言った大型スーパーみたいに、多分そういう申し送りをしているとは思いますが、ある程度決めておかないと、万が一あったときには大変なことになると思いまじるので、そこらのところの考え方をお伺いしたいと思いまじ。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 今後はそのような形でだれかが緊急のときには対応するとか、連絡体制というのはきちんと整備していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） お願いいたします。④今後、身体障害者の方々が円滑にできるような施設の改善措置を考えているのか伺いたい。考えているのであれば、早急に具体化でき

るよう強く求めます。それに対しての答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 今そのようなスペースがないという所は多分古い施設だと思います。新しい施設につきましては、車いす対応となっていると思いますので、ついていない既存トイレの改修につきましては、スペース等の問題がありまして、容易に改修することが難しい部分もありますけれども、個々の公共施設を対象に、老朽化対策や施設の改修とあわせて実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） 先ほどかな、公共施設などの総合管理計画という、聞き間違えたんだか何だかわからないんですが、それは今どういう計画になっているのかお伺いしたい。

○議長（小藺江一三君） 資産経営課長笹ノ間 宏君

○資産経営課長（笹ノ間 宏君） 公共施設等の総合管理計画というものでございますけれども、これは公共施設等を対象としましたもので、データベース化、それと公共施設情報等の横断的な共有、それと点検、診断、修繕等の措置や維持管理業務、更新、それらを把握しまして、用途変更や集約化等の取り組みを進めてライフサイクルコストの縮減、予算の平準化など、中長期的な維持管理の更新のコストの見通しを計画するための総合管理計画でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） この公共施設総合計画というのは、きちんと作成して早めに作成していただければ幸いです。なぜかというのは、自分たちが身体障害者になった立場を考え、そうすればおのずからいろいろな施設に関しての気づくところがあると思うんですよ。そういうところを総合計画の中に入れてもらって、よりよい施設をつくってもらいたいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。これに関しましてはこれで終わらせていただきます。

3番、泉・仲村地区にある隠沢観音について。なぜこういう題を出したのかというと、改修に至るまで地元の地区の関係者の方が非常に苦勞いたしました。4年前の台風で大きなカシの木が倒れてしまい、まともに本堂の屋根が壊されてしまい、地元仲村地区という所でございますが、隠沢観音という歴史のある観音様でございます。正式名は嶽南山慈眼院清滝寺といい、地元では檀家が戸もないんですよ。回復するのに檀家がないために回復不可能ということでございましたが、一時は地元の人もあきらめてそのまま放置しちゃおうかということでしたんですが、ここの隠沢観音というのはかなり歴史がありまして、お寺は歴史があるので、何とかしようと地元では復元しようかと一生懸命やったんですが、なかなか金銭面、予算面などでほとんど不可能で、区長さんや地元の関係者の皆さんがお寺を管理している住職さんに何回も何回も頼みに行って、そうしたら住職さんが、それでは自分たちのお寺の檀家さんから改修費を集めて改修いたしましよというありがたい言葉をい

ただきまして、もとのような本堂のような形にはならないんですが、ある程度建物の姿ができました。そのために本堂に今まで十一面観音が別のお寺さんに保管してありましたんですが、これは室町時代辺りからのかなり歴史の古い観音様で、それをおかげさまで、ここにも書いてありますように地元に戻ってきたということで、機会がありましたら議員の皆さんも隠沢観音さんを参拝に来ていただければ助かります。見てください。

それと、(1)でございますが、参道の整備について、今も説明したんですが、①隠沢観音も改修され、十一面観音様が戻ってこられ、開眼供養式を平成26年7月5日に行われました。隠沢観音も立派な笠間市の観光地の一つとなっていると思うが、参道の道路整備やハイキングコースの整備は考えているのかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

参道の道路整備、またハイキングコースの整備についてのご質問でございますけれども、冒頭言われました隠沢観音につきましては、市指定の文化財に登録されておまして、歴史あるものと認識しているところでございます。

境内に通じます道路は岩2-15号線となっておりますけれども、舗装化もされており、現状の交通量等を踏まえますと、新たに道路の拡幅整備は必要ないと考えております。

しかしながら、イノシシなどの踏み荒らしなどによる路肩の崩壊が見受けられますので、通行に支障がないよう維持、修繕に努めてまいりたいと考えております。

また、ハイキングコースの整備につきましては、笠間市、石岡市、桜川市で構成いたします笠間吾国愛宕県立自然公園協議会の中で看板などを整備してきた状況でございます。今後につきましては、看板を設置してから年数がたっており、傷みも見受けられることから、地元団体などと案内看板の更新についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 飯田君。

○5番（飯田正憲君） ありがとうございます。これは余計なことかもしれないんですが、隠沢観音というのは岩間八景というのがあるんですよ。多分ご存じの方もいると思うんですが、その第1番目に岩間八景の一つで隠沢観音のあれで、隠沢の夜雨という一つになって、八景を言わせてもらいます。二つ目が平の落雁、三つ目が高寺の晩鐘、四つ目が遠望の霞ヶ浦、五つ目が愛宕の秋月、六つ目が横関の夕照、七つ目が長峰の晴嵐、八つ目が難台の暮雪という、作者はわからないんですが、岩間八景という隠沢観音にも一つの岩間八景という、皆さん水戸八景というのわかると思うんですよ。水戸光圀がつくった漢詩でございますので、岩間にも岩間八景というのがありますので、隠沢観音に関しまして、皆さんももっともっと市の方でも理解してもらって、先ほども道路の整備とか拡幅はなかなかあそこの場所は難しいと思いますので、道路の整備、側溝の整備など、側溝というより、あそこは水が流れるから、よく水が流れて、流れやすいような形で作っていた

できれば、地元の人も助かると思いますので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 飯田正憲君の質問を終わります。

一般質問を続けます。

6番石田安夫君の発言を許可いたします。

○6番（石田安夫君） 6番、通告した順に従いまして一般質問を行います。

初めに、訂正をお願いします。私の一般質問の通知一覧の中に、地域包括ケアシステムについて、第3番目に1の課題に対する「本紙」というところ、紙になっている、市町村の「市」、よろしくをお願いします。

一問一答式で伺います。

初めに、地域包括ケアシステムについて伺います。これも6月に地域包括ケアシステムについて一般質問をいたしました。そのときに、7月に日常生活圏域ニーズ調査を行うと伺っており、実施され、分析されているか、例えば日常高齢者の推移とか、生活習慣病の患者数の推移とか、高齢者世帯、単独世帯、実態と将来の風景と介護需要の予測、要介護、要支援など、もっと細かいと思いますが、具体的にお教えてください。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） それでは、石田議員のご質問にお答えしますが、まず、通告順のニーズ調査の実施のことについてお答えしてよろしいでしょうか。

それでは、日常生活圏域ニーズ調査につきましては、今年度策定いたします高齢者福祉計画、介護保険事業計画の基礎調査の三つのうちのひとつとして、申しわけありませんが、7月ではなく、8月になってしまいましたが、実施いたしました。

対象者は高齢者のうちの要介護認定を受けた方を含めて1,580名の方をお願いしまして、回答率は62%、979人の方にご協力いただきました。ほかの二つの調査は一般高齢者、介護認定を受けてない方で、あともう一つは要支援とか要介護認定を受けている方をお願いしております。3種類の全体の調査は回答率としましては60%の回答率でございました。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） 本市の課題ということで、ニーズ調査はしたけれども、調査したということだけでいいのかな。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（櫻井史晃君） 今答弁申し上げましたように、調査が8月というようなことでもございますので、現在、各種調査の結果ですね、ひとり暮らしの高齢者の方、また、高齢者のみの世帯の分析調査を含めて現在笠間市の状況を集計しているところでございます。ですので、調査の結果を数字として今後課題として明らかにしてまいりたいと考えておりますが、それでは何もないのかということになってしまいますけれども、3年前から現在までの傾向といたしましては、高齢化の急速な進行でありますとか、世帯構成員の減少、

また、高齢化に伴う介護給付の急増、また、利用者ご自身の意識の変革などによりまして、施設利用の見直し、また、在宅での生活支援、在宅医療や介護予防の強化、また、認知症への対応の推進などの重要性がましてきているものとは認識しております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） ニーズ調査によって、ある意味で笠間市の将来の包括ケアの基本的なものが決まっていくんですよね。全部の1,580名ですか、62%ということで、すごい数だったと思います。ただ、前回7月から始めるということだったので、そのニーズ調査によってこれからの介護保険のある意味で方向性という、笠間市がどういうものが足りなくて、どういうものがすぐれているのか、明確にわかるんですよね。これ、数字と人数と全てあるコンピューターの中に打ち込むと、おたくの市町村はこういう状態ですとわかるコンピューターがあるんですよ。だからなるべく早く明確に示していただいて、私どもにも示していただきたいと思います。

3番目はどうしようもない、答えられないということなので、これで1問目は終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（櫻井史晃君） 現在、今年度中に策定する計画の委員会を今月末、30日に開催予定でございます。そのときまでには間に合わせる予定でございますので、それ以降、その結果について周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） 次に、福原公民館のフェンスについて伺います。

福原公民館フェンス修繕について、1、長年にわたりフェンスが壊れており、あそこは崖地でもあり、早急に修繕すべきと考えますが、対応を伺います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 福原公民館のネットフェンスの修繕につきましては、本年6月ごろ地元から要望があり、現地確認をいたしました。老朽化しており、また急勾配の法面に設置してあるため、雨等によりまして地盤が削られ、基礎が露出している状態でした。そのため、早急に安全対策を施す必要があると思いますので、既存のネットフェンスの撤去、また、新たなフェンスの設置について検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） どうなるかなと思ったんですけども、ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

次に、解体工事について伺います。

近年、笠間市で多くの解体工事が行われておりますが、入札などを見ると、地元業者が少ない。資金力の違いで負けていると思われませんが、私は地元業者の育成をすべきだと考

えております。そこで、解体工事のスケジュールについて伺います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 6番石田議員のご質問にお答えいたします。

解体工事のスケジュールについてとのことでございますけれども、本市の既存建築物は高度成長期以降に集中して建設されておまして、多くの建物が今後老朽化に伴う更新や大規模な改修及び修繕等を要する時期を迎えることになり、また、利用需要の変化や合併後における再編等により、解体することとなる施設はふえてくるものと予測しております。このようなことを踏まえまして、今後は公共施設等管理計画を策定しまして、全体を把握しながら長期的な視点を持って更新、改修及び修繕、解体を計画的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） 先ほど飯田さんが途中で話されたんですけれども、管理計画があるということなんですよ。その中で解体するとか、これは維持するとか、継続するとか、いろいろな部分があると思うんですけれども、そういう計画を具体的にお教え願いたいと思うんです。

○議長（小藺江一三君） 資産経営課長笹ノ間 宏君。

○資産経営課長（笹ノ間 宏君） 具体的な業務内容と申しますと、まず、公共施設等の種類、総量の整理、対象施設の設定、二つ目として中長期的な維持管理コストの算定、三つ目としまして全庁的な一元化の管理でございます。四つ目としまして維持管理コストの平準化及び予算水準の検討、五つ目としまして対象施設の管理の基本的な考え方等でございます。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） 1番目はそれで結構でございますけれども、私が前の仕事のときに知り合いの方がおまして、その方は大手建築会社と地元の企業をJVを常に組ませるような仕事をしている方とお付き合いがあったんですけれども、その方になぜJVを組ませるんだということをお尋ねしたことがございました。その当時というか、20年、30年前の話ですけれども、地元業者の技術の向上とそのとき答えておりました。

また、その当時大手に頼っていた部分もあったんだと思うんですけれども、そこで伺います。解体工事の規模によって、地元業者が入れない場合は、私はJVなどを考えてはと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） JV、共同企業体でございますけれども、大規模で技術難度の高い工事の施工に関しまして、技術力等を結集することにより工事の安定的施工などを確保する場合などに結成する制度でございます。

本市におきましては、笠間市建設工事共同企業体取扱規定により定めておりますけれど

も、これまで市での実施例はございません。

解体工事に関しまして、JVを実施しようとした場合の要件でございますけれども、構成員の代表者はA及びBランク、その他の構成員はCランク以上と定めております。このため、市内に解体工事の業種であるとび・土工のA及びBランクの業者はございませんので、構成員の代表となる業者は市外の業者となります。また、代表者以外の構成員となるCランク以上の業者は、市内に3社しかいないというのが現状でございます。

このように解体工事の際にJVを実施しようとした場合に、笠間市では実際に共同企業体を結成する代表者以外の構成員になれる企業が数社に限られてしまいますことから、入札に参加する企業体数も少なくなり、現段階で解体工事の際にJVを実施することは難しいのではないかと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） C社が3社ということで、本当に少ないな。確かに1問目に申しましたけれども、ほかの業者がどんどん規模が大きいものをどんどん取っていってしまう。小さいものが笠間市の業者、解体工事の話をしりましたけれども、その前に大手企業の話をしていただきましたよね。技術の向上というのは1社では絶対にできないんですよ。そういうものを考えていただかないと、先ほど大貫さんがいろいろな話をしておりましてけれども、どうやって地元業者を引き上げるか、法律的にも地元業者のどうのこうのというのが多分あったと思うんですよね。そういう部分で、確かに外の業者が入ったとしても、Cランクの地元業者もJVに加わる、そうすれば技術の向上にもなるし、また、点数も多分上がると思うんですよ。そういうことを考えていただければ本当にいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の考え方を伺います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 先ほど説明いたしましたけれども、まず、解体業者の絶対数が少ないということで、なかなかJVは難しいのかなというふうに考えております。今のところ、Aランク、Bランクのところ为代表となって、Cランクの業者というような形になってはいますが、例えばこれをCランクではなくてDランクまで入れたらどうなんだとか、そういうような議論もあるかと思うんですけれども、なかなかDランクの業者さんを入れてその工事を行うとなると、笠間市内のとび・土工といいますか、全業者が構成員となる可能性がありまして、品質の確保がきちんとできるかという疑問もあります。

また、JVは先ほど議員もおっしゃられましたけれども、技術力を結集して工事の安定的施工を確保するという大きな考えがありまして、そのほかに技術力を学ぶという部分もあると思うんですけれども、そういう関係から、つくる工事であればJVは有効なのかなと思うんですけれども、解体工事に関しましてJVを組む、ほかの市町村でも大きな金額のものにつきましてはJVを組んでいることもありますけれども、実質的に笠間では難しいのかなというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） 難しいということで答えになっちゃったんですけども、ABCということで、業者が少ないということでほとんど笠間市の業者が取れないような、ずっときていて2カ所ぐらい取ったのかな。そういうものを見ていたんですけども、例えば、500点、600点だと思うんですけども、Cランクの方がCランクとジョイントを組むとか、そういう考え方というのはできるのか、できないのか。素人的な考え方なんですけれども、その辺聞きたいんですけどね。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 現行制度では、JVは親がABで子がCという形になっておりますので、現在のところではできないということです。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） 押し問答になっちゃうんで、これ以上のことは言いませんけれども、地元業者をどうにか生かせないかという思いは役所の職員だって持っていると思うんですよ。私らもいろいろなものを見てみると、ほとんどほかの業者からパッと持っていかれちゃって、ある意味で、さっき言いましたけれども、技術の向上というか、そういうものが図られない。ただ今までの小さい工事をずっとやっているという、だから常にCはCランクで終わっちゃうわけですよ。そうじゃなくて、CがBになり、BがAになるような政策を考えて、先ほど、全体的な業者70社近く、78社でしたっけ、あるという話でございましたけれども、それが小さくなったとしても生き残れるように考えてほしいんですよ。ぜひその辺をご検討ください。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 今、市の置かれている状況でございますけれども、合併の関係の事業が大体終わってきまして、災害復旧の関係とかが大体終わりましたということで、これから市の方の事業というのは、新規につくっていく事業から、どちらかと言いますと、老朽化に伴います改修でありますとか、施設の統廃合でありますとか、そういうことで解体工事というのもふえてくるのではないかと考えております。

入札制度におきましても、競争性、公平性、品質の確保、透明性を確保した上で、他の自治体の制度を参考に、今後研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○6番（石田安夫君） 議長、終わります。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で本日の日程は終了いたします。

次の本会議は19日午前10時より開きますので、時間厳守の上ご参集ください。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

午後2時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小 菌 江 一 三

笠間市議会副議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 横 倉 き ん

署 名 議 員 町 田 征 久